



SBI カード株式会社

外国政府等における重要な公人等のご申告のお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「同法」といいます)に基づき、外国の政府等において同法に定められた重要な公的地位にある(または過去に当該地位にあった)お客さまや、そのご家族にあたるお客さま等(=外国 PEPs)に該当する場合は、一定のお取引の際に、同法により本人確認書類のご提示等、追加のご対応が必要となります。

そのため、お客さまが以下のいずれかに該当する場合、当社へご申告いただくことが必要となります。

1. 外国の政府等において重要な地位にある方、並びに、過去に外国の政府等において重要な地位にあった方。

外国の政府等における重要な地位とは外国における以下の地位をいいます。

- 国家元首
- 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行役員
- 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1に掲げる方の親族(配偶者(事実婚含む。以下同じ)、父母、子、兄弟姉妹)、並びに、これらの方以外の配偶者の父母および子。

※外国の政府等において重要な地位にある(あった)方の祖父母や孫は、外国 PEPs に該当いたしません。

※例えば外国の政府等において重要な地位にある(あった)方の配偶者が日本人である場合など、日本人のお客さまも外国 PEPs に該当することがあります。

以上

【本件に関するお問合せ先】

SBI カード インフォメーションデスク

0120-820531(9:00~18:00 年末年始除く)

フリーダイヤルをご利用いただけない場合：03-4330-0508